

1960年国勢調査の概要

琉球における国勢調査は1920年（大正9年）の第1回国勢調査に始まり、1940年（昭和15年）の第5回国勢調査に至るまで沖縄県として行われて来た。1944年（昭和19年）2月22日に簡単な人口調査が実施されたが、戦時の特殊な事情によつてその調査結果は公表されていない。

戦後初めての調査が実施されたのは、琉球列島軍政本部による1950年国勢調査であり、琉球政府による1955年臨時国勢調査につぐ戦後第3回目の調査が1960年国勢調査であり、大正9年からすると第9回目の国勢調査となる。

名 称	調査期日	調査機関
第1回国勢調査	大正9年10月1日	日 本 政 府
大正14年国勢調査	大正14年10月1日	〃
昭和5年 〃	昭和5年10月1日	〃
昭和10年 〃	昭和10年10月1日	〃
昭和15年 〃	昭和15年10月1日	〃
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日	〃
1950年国勢調査	1950年12月1日	琉球列島軍政本部
1955年臨時国勢調査	1955年12月1日	琉 球 政 府
1960年国勢調査	1960年12月1日	〃

このように国勢調査は5年ごとに行われてきたが、その規模は調査によつてかなり差異がある。今回の1960年国勢調査は、調査事項、集計結果表とも、これまでの国勢調査よりも規模の大きい調査であつた。

調 査 の 期 日

1960年国勢調査は1960年（昭和35年）12月1日午前零時現在によつて行われた。

調査の根拠法令

戦前の各回の国勢調査はいずれも「国勢調査に関する法律（明治35年12月1日法律第49号）に基づいて行われ、戦後すなわち1950年国勢調査は1950年10月18日琉球列島軍政本部軍政布令第25号に基づいて行われ、1955年臨時国勢調査以後の国勢調査はいずれも「統計法」（1954年9月14日立法第43号）第5条の規定に基づいて行われている。すなわち統計法第5条では国勢調査は「政府が全住民について行う人口に関する調査」と定義し、その実施については「国勢調査はこれを10年ごとに行わなければならない。」前項の期間の中間において行政主席が必要と認めたときは、臨時の国勢調査を行うことができる。」と規定してある。この規定により1960年国勢調査は10年ごとの大規模調査として行われたわけである。

1960年国勢調査は統計法第5条に基づいて行われたが実施に際してはつぎの関係告示がなされ、実施に関しては調査の内容および実施手続を定めた規則や訓令が制定され、同法および調査規則の規定、すなわち申告の義務、調査の実施、秘密の保護、結果の公表、市町村に対する事務の委任等に関する規定が適用された。

(調査の指定および実施に関する告示)

指定統計第14号1960年国勢調査としての指定の告示

(1960年8月22日告示第213号)

1960年国勢調査の実施に関する告示 (1960年8月22日告示第214号)

(調査の実施に関する規則および訓令)

1960年国勢調査規則 (1960年8月22日規則195号)

1960年国勢調査執行心得 (1960年8月22日訓令39号)

調 査 の 地 域

1960年国勢調査は琉球(調査の期日現在において琉球政府の行政権がおよんでいる地域)の全域、すなわち琉球政府章典第1条に定める諸島及び領海について行われた。

この範囲は旧沖縄県に相当するもので次のとおりである。

北 緯	28度	東 経	124度40分
”	24 ”	”	122 ” 00 ”
”	24 ”	”	133 ” 00 ”
”	27 ”	”	131 ” 50 ”
”	27 ”	”	128 ” 18 ”
”	28 ”	”	128 ” 18 ”

調 査 の 対 象

1960年国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に琉球列島内に常住地を有する人口である。ここで「常住地」とは同一の場所に居住した期間および居住しようとする期間を通算した期間から3ヶ月以上にわたる者についてはその場所をいい、居住期間が3ヶ月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし次の各号に掲げる者についてはそれぞれ当該号に定める場所をその者の常住地とみなした。

1. 学校教育法(1958年立法第3号)第1条に掲げる学校に在学している者については、居住期間にかかわらず通学のため宿泊している場所(たとえば自宅、下宿先、寄宿舍等)で調査した。
2. 生活保護法(1953年立法第55号)による養老施設救護施設等に入所している者については、その者の宿泊している場所で調査した。
3. 身体障害者福祉法(1953年立法第81号)の規定する施設に入所している者は、その者が宿泊している場所で調査した。
4. 児童福祉法(1953年立法第61号)の規定する施設に入所している者は、その者が宿泊している場所で調査した。
5. 民間および公営の医療施設に3ヶ月以上入院している者はその入院している場所で調査し、3ヶ月に満たない者については自宅で調査した。
6. 船舶に乗り組んでいる人で陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合調査時前に琉球列島の港湾を発し、調査時後3日以内に琉球列島内の港湾

に入つた船舶に限る)

7. 未決収容者を除く受刑者はその者の収容されている場所で調査した。
8. 常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所から除外された。

上の定議によつて琉球内に常住している人は、外国人といえどもすべて調査の対象となつたが、とくにつぎに掲げる人は調査から除外された。

1. 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
2. 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐留する者およびこれらの者の家族
3. 軍施設内に住居を有する非琉球人およびその配偶者又はその子となつてゐる琉球人

1960年国勢調査の調査の対象人口を従来の国勢調査と比較すると、1950年国勢調査の対象人口は現在人口であり、1955年国勢調査の調査の対象人口は常住人口ではあるが、常住の期間が4ヶ月であり、1960年国勢調査の調査の対象人口は常住人口で常住の期間が3ヶ月となつてゐる。

調 査 の 事 項

1960年国勢調査はつぎの事項について調査した。

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| 1. 氏 名 | 8. 結婚年数 | 15. 従業上の地位 |
| 2. 世帯主との続柄 | 9. 子供の数 | 16. 世帯の種類 |
| 3. 男女の別 | 10. 一週間の就業状態 | 17. 世帯について |
| 4. 出生の年月日 | 11. 就業時間 | 18. 住居について |
| 5. 本 籍 地 | 12. 従業先の名称 | 19. 建物について |
| 6. 教 育 | 13. 従業先の事業の内容 | |
| 7. 配偶関係 | 14. 本人の仕事の内容 | |

これらの事項のうち8および9の出産力に関する事項は結婚した女子について調査し、10~15までの経済活動に関する事項は、1946年11月30日までに生まれた者について1960年11月24日~30日までの1週間の事実に基づいて調査した。

調 査 の 組 織

1960年国勢調査は企画統計局を主管部局とする行政主席一市町村長一国勢調査指導員一国勢調査員の指揮系統を通じて行われた。企画統計局(計画局統計庁の前身)においては1960年5月11日国勢調査実施本部が設置され調査区の設定、調査の企画、調査に用いる用品、書類等の準備、市町村における調査実施業務の指導、調査結果の製表計画がなされ、市町村においては指導員および調査員の内申事務、調査員の指導、調査票類の取集検査、調査票類の送付等、調査の実施に直接関連する業務が行われた。

実施の調査は1960年国勢調査のためにとくに任命された3,007人の国勢調査員によつて行われ、また別に99人の国勢調査指導員が任命され、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務にたずさわつた。

調 査 の 方 法

1. 調 査 区

調査の実施に先立ち、1960年国勢調査のための調査区が設定され、調査区地図（市町村別）が作成された。この調査区は、1955年臨時国勢調査の調査区とは異なつた基準により、全面的に設定替えされたものである。すなわち従来は一調査区が二つ以上の行政区にまたがらないように設定されたのに対し、今回の設定にあつては行政区の境界にとらわれる必要はなく、原則として地理的に明瞭な地形地物（道路、河川、街路、山の分水嶺等）を境界として1960年9月30日現在の状態で設定された。

調査区設定の基準は市町村の区域ごとに、まず特別調査区、（拡大な地域、社会施設地域、刑務所、少年院等のある地域、軍用地、寄宿舍、合宿所等のある地域）水面調査区（那覇港、泊港、運天港、平良港、石垣港）を設定し、残る地域について調査区の世帯数がおおむね70世帯を含むよう地域的に明瞭な地形地物によつて一般調査区を設定した。

以上の各種調査区の数およびその内訳はつぎのとおりである。

一般調査区	2,894
特別調査区	85
無人および広大地域の調査区	31
社会施設のある調査区	24
軍用地調査区	30
水面調査区	5
合 計	2,984

このようにして設定された調査区は、1960年国勢調査の実施の基礎となり、各調査区に原則として1名の調査員を配置して調査を行つた。

なお、これらの調査区を国勢調査の終了後も各種統計調査、とくに標本調査の抽出単位としてひろく利用されている。

2. 調 査 票

1960年国勢調査に用いられた調査票は、1枚に12人記入できる様式で世帯ごとに作成された。調査票の記入は世帯主あるいは世帯員の答申に基づいて国勢調査員が記入した。なお外人については英文調査票により調査がなされた。

3. 準 備 調 査

国勢調査員は1960年11月25日～27日までの間に受持調査区を確認し、受持調査区内の世帯を巡回訪問し、その世帯が調査の対象となる世帯であるかどうかを確認の上、各世帯に調査の趣旨を説明するとともにおぼえがき票の記入を依頼し、協力を求め、準備調査票にその世帯主氏名等を記入するとともに調査区要図に各世帯の位置と世帯番号を記入する。このようにして準備調査が完了したならば世帯番号を記入した世帯確認票を各世帯の戸口の見易いところにてん布し、本調査のための目印とした。

4. 本 調 査

本調査は1960年12月1日から7日までの一週間に行われた。この期間に調査員は受持ち調査区内の世帯を再訪問し、おぼえがき票を受取つてそれを参考にして世帯主または代表者もしくは世帯員に改めて質問し、その答申によつて調査票の記入を行つた。

5. 特別地域の調査

(イ) 特別調査区のうち厚生園とか刑務所等の施設内の調査は関係当局と連絡協議の上、原則としてその施設内の職員を調査員として調査したが、港とか、警察の留置場等は当該市町村長の監督の下に調査員が行つた。

(ロ) 軍施設地域

米軍要員（軍人、軍属等）は調査から除外されたが、その地域内に調査の対象となる琉球人などの居住者がある場合は、立入禁止の地域に対しては米国民政府の協力を得て、調査を実施した。

集計および結果の公表

1. 速 報 人 口

1960年国勢調査による最初の結果数字として、全琉の市町村の男女別人口および世帯概数を1961年1月23日に公表した。

この数字は提出明細書に記載されている世帯数および人口を集計したものである。

2. 確 定 人 口

確定人口は本調査票により市町村別に集計を行い、1961年6月28日に公表した。確定人口総数は883,122人で男女別の集計は行わなかつた。

3. 中 間 報 告

中間報告として1960年国勢調査結果のうち、比較的速報性を要望されている結果を優先製表し、人口については、市町村別、行政区別、年齢階級別、配偶関係別人口等を中間報告人口編として1962年11月に公表し、住宅については、世帯の居住状態、居住部分の所有関係、畳数別世帯数、1人当りの畳数、腐朽破損の程度、建築の時期別建物数等を中間報告住宅編として1963年3月に公表した。

4. 最 終 報 告

全部集計による結果を1963年6月に1960年国勢調査の住宅に関する全結果表の全琉球、地区別、市町村の統計表と解説を付して住宅編を公表刊行し、人口に関する結果は総括編として、1960年国勢調査の概要、主要な結果数字を集括要約した摘要表をかかげ、かつこれらの摘要表を基礎として若干の解説を付し、市町村編には各市町村別の統計表を掲載して最終報告書として編成刊行することにした。

5. 集 計 の 単 位

出産力に関する結果表（第9表～21表）は地区単位に集計し、その他の結果表（人口、住宅とも）は、市町村単位に集計した。なお市町村区分は、調査時（1960年12月1日）の市町村であるが、那覇市は合併前の旧市村に区分した。

集 計 の 方 法

本局において全数集計した人口に関する表は機械集計（但し、優先表は画線法による手集計）、住宅に関する表は小票法による手集計でおこなっている。全結果表が作成完了するまでは、長期間にわたるので、利用者の便を考慮して最も早期に必要な

とし要望されている表を優先結果表と定めて優先して集計する方法を採用し、結果は中間報告書として公表刊行し、全結果については人口に関しては総括編（全琉球、地区別）市町村編とし、住宅に関しては、総括編（全琉球、地区、市町村）として最終報告書を公表刊行することにした。

結果の集計事項は次のとおりである。

人 口 関 係		
表 番 号	事 項	表 章 地 域
○第 1 表	市町村および男女別人口	全、地
○第 2 表	行政区および男女別人口	全、地、市町村
○第 3 表	年令（各才）および男女別人口	全、地、市町村
○第 4 表	島嶼、年令（5才階級）および男女別人口	全
第 5 表	本籍または国籍および男女別人口	全、地、市町村
○第 6 表	年令階級、配偶関係および男女別人口	全、地、市町村
第 7 表	年令（5才階級）学歴および男女別15才以上人口	全、地、市町村
第 8 表	本籍または国籍、学歴および男女別15才以上人口	全
第 9 表	夫の年令と妻の年令別同居夫婦数	全、地
第 10 表	年令階級および出生児数別既婚女子数	全、地
第 11 表	年令階級および死産児数別既婚女子数	全、地
第 12 表	年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 13 表	学歴、年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 14 表	夫の学歴、妻の年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 15 表	産業、年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 16 表	夫の産業、妻の年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 17 表	職業、年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 18 表	夫の職業、妻の年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 19 表	従業上の地位、年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 20 表	夫の従業上の地位、妻の年令（5才階級）および出生児数別既婚女子数	全、地
第 21 表	結婚年数、学歴および出生児数別既婚女子数	全、地
第 22 表	就業状態、年令（5才階級）および男女別15才以上人口	全、地、市町村
第 23 表	年令（5才階級）配偶関係および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 24 表	職業、配偶関係および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 25 表	農、非農従業上の地位、就業時間および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 26 表	産業、年令（5才階級）および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 27 表	職業、年令（5才階級）および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 28 表	従業上の地位、年令（5才階級）および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 29 表	産業、職業および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 30 表	就業時間、産業および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 31 表	就業時間、職業および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 32 表	就業時間、年令（5才階級）および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 33 表	産業、学歴および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 34 表	職業、学歴および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 35 表	従業上の地位、学歴および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 36 表	産業従業上の地位、および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 37 表	職業、従業上の地位および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 38 表	配偶関係、従業上の地位および男女別15才以上就業者	全、地、市町村
第 39 表	世帯人員および労働力人員別世帯数	全、地、市町村
第 40 表	世帯の種類および普通世帯の世帯人員別世帯数世帯人員	全、地、市町村

註）○印の結果表は中間報告で公表されたものである。

用 語 の 解 説

行 政 区

1960年11月30日現在による各市町村長からの報告によると行政区と各々の市町村にある特殊施設（刑務所、学生寮、厚生園、療養所等）である。

年 令

年令は調査期日（1960年12月1日）現在による満年令である。

島 嶼

市町村の行政区画とは関係なく地理的に独立に存在する陸地で人の住んでいる島（49島）をいう。

本籍または国籍

琉球人の場合は市町村名、他府県人の場合は都道府県名、その他の場合は国名とした。

配 偶 関 係

配偶関係は届出の如何によらず実際の状態により、つぎのように区分した。従つて内縁関係の場合でも有配偶に含まれる。また法律上は離婚していなくても実際は別居して離婚と同じ状態にあるものは離別とした。

未 婚……………未だ結婚したことのない人

有配偶 { 有同……………配偶者と同居している人
有別……………配偶者はあるが別居している人

離 別…………… { 配偶者と離婚し、または別居していて事実上離婚と同じ状態にある人で独身の人

死 別……………配偶者と死別し独身の人

教 育

1954年4月1日以前に生れた者について「不就学者」「在学者」「卒業者」に区分し、「在学者」「卒業者」についてはそれぞれの学校の種類によつて学歴を区分した。ここでいう学校とは学校教育法による学校のことであり、洋裁学校、理容学校、タイピスト学校等は学歴には含まれない。

1. 卒業の学歴

○小学 尋常小学校、国民学校初等科、盲ろう学校の小学部、または初等部等の卒業者。

○中卒 尋常高等小学校、国民学校高等科、通信講習所普通科等や新制の中学校、盲ろう学校の中等部等の卒業者。

○高卒 旧制の中学校、高等女学校、師範学校（一部、二部）、実業学校、陸軍幼年学校、海軍甲種予科練、旧看護婦学校等の卒業者および専検実検合格者等や新制の高等学校、保母養成所等の卒業者。

○短大 高専、短期大学、看護婦学校や保母養成所（新高校卒を入学資格とする修業年限2年以上）、旧制の高等学校、専門学校、大学予科、高等師範、師範学校本科、陸士、海兵等の卒業者。

○大学 大学、大学院、航空大学、防衛大学、海上保安大学本科等の卒業者。

なお中途退学した人の学歴は最後に卒業した学校の種類によつた。また外国の正規の学校を卒業した人の学歴については上記の分類に準じて区分した。

出産力に関する事項

結婚したことのある女子について結婚年数および子供の数を調査した。

結婚年数

事実上結婚してからの年数で1年未満の人は0年とし再婚の人は前の結婚継続年も加算した年数である。

子供の数

○出生児数

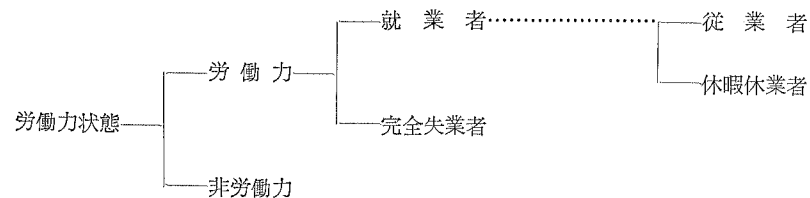
結婚生活において実際に生んだ子供の数で、出生後死んだ子供の数も含む。死産、流産は含まない。

○死産児数

妊娠6ヶ月以上の流産した子供の数や死んで生れた子供の数を含めた数である。

労働力状態

1960年国勢調査では1946年11月30日までに生れた満15才以上の人について、1960年11月24日から11月30日までの1週間（以下調査週間という）の事実によつて労働力状態をつぎのように区分した。



上に示した各区分の内容を概説すると次のとおりである。

従業者………、調査週間中、賃金、給料、手当、利潤、手数料、その他種類のいかんをとわず、収入を伴う仕事を1時間以上した場合をいう。したがつて会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん農家、漁家、商店、工場などの業主が自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて従業者の者に含まれる。また農家、商店、医院などの家業の手伝をした場合は無給であつても収入になる仕事をしたこととして従業者に含める。

休暇休業者………収入になる仕事はもつていたが、調査期間中仕事をしていなかった人で、次のいずれかにあたる場合を休暇休業者とした。

- (1) 勤め先からこの1週間の賃金、給料をもらつたか、もらうことになつている場合
- (2) 勤め先の都合や産業不振などのために仕事ができなかつた場合
- (3) 病氣、ケガ等のため、あるいはその他の個人的な理由で勤め先を休んでいた場合
- (4) 季節的に繁閑のある仕事に従事している人で、たまたま調査週間中がそのひまの時にあつた場合
- (5) 自家で事業を営んでいる人が、それを臨時休業した場合

以上のような理由で、一時的に事業を休んでいるがそれ等の理由が解消すれば再び就業することができる人をいう。

完全失業者………調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもつていなかった人のうち、仕事につくことが可能であつて、かつ仕事を積極的に探していた人をいう。

非労働力人口………調査週間中収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもつていなかった人のうち、仕事につくことが

不可能であるか、または仕事を積極的に探さなかつた人をいう。（例えば家事をしていた者、通学をしていた者、病氣、老令、不具者等で働くことのできなかつた者、その他）

註) 1955年国勢調査までは14才以上についてその就業状態を調査し結果表章したが1960年国勢調査は15才以上人口について結果表章することになつた。但し解説では前回との比較やそのつなぎをするため14才階層の者についても結果表章してある。

産業

産業は従業者については調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類により、休暇休業者については、ふだんその人が働いている事業所の事業の種類によつて、その分類項目をきわめた。働いていた事業所が2つ以上ある場合は、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によつた。また事業所が2種以上の事業を営んでいる場合は、おもな事業の種類によつた。分類は総理府統計局が用いた「昭和35年国勢調査の産業分類」を準用したがそのうち農業と林業を併して農林業とした。1955年1960年の産業分類の主なる相違点をあげると次のとおりである。

1. もつぱら主事業所のために経済活動を行う付随事業所の産業については1955年（昭和30年）産業分類は主事業所の産業に格付けしたが1960年（昭和35年）産業分類では事業所ごとにそのおこなう経済活動の種類によつて産業を決めた。（例えば農連製糖工場、パイン工場、畜産加工場等は各々1事業所として産業分類してある。）
2. 修理と小売をあわせて営む事業所の産業は、1955年の産業分類はおもなほうで産業を決めたが1960年の産業分類はすべて小売業に分類してある。
3. 主として業務用に使用される商品（事務用機械、産業用機械、建築材料、自動車および部品）の販売については、1955年産業分類はこれを卸売か、小売かに分けおもなほうで産業を決めたが、1960年産業分類はこれら商品の販売をすべて卸売とみなして卸売業に分類した。
4. 1955年までは運輸通信および、その他の公益事業のうちその他の公益事業に含まれていた電気、ガス供給業や水道業が1960年には大分類として新たに電気、ガス、水道業として独立して設定した。

註) 1960年の「製造業」「卸売業、小売業」「サービス業」の中分類は琉球の特殊事情を考慮して分類してあるので、時系列比較や対本土比較等をする場合には留意されたい。

1. 農 林 業

農業とは各種作物の栽培、家畜、家きんなどの飼養、蚕の飼育、蚕種の製造、養蜂などの事業およびこれらの事業に直接関係するサービスを行う事業をいう。

林業とは森林の育成、薪および木炭の製造、樹脂、樹皮、その他林産物の採集、野生動物の狩猟、わなかけなどを行う事業および苗木の植付け、手入れ、材木造材、運材などの作業を請負う事業、その他林業生産に直接関係するサービスを行う事業をいう。

2. 漁業、水産養殖業

海面および内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業および海面または内水面において人口的設備を施し、水産動植物の養殖を行う事業をいう。捕鯨母船またはかに工船などの漁船内で製造加工を行う事業は含まれる。

3. 鉱業

有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体またはガスの状態で生ずる鉱物を採掘または採取する事業およびこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業をいう。試掘、開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業を請負う事業および鉱山内の鉱石の運搬作業を請負う事業は含まれる。

天然ガスを採取しこれを導管により、一般の需要に応じ、供給する事業は含まない。

4. 建設業

建築物、土木施設、その他土地に継続的に接着する工作物およびそれらに付帯する設備の新設、改造、修繕、解体、除去、移設、土地、水路などの改良、造成、機械装置のすえ付け、解体、移設などの建設工事を施行する事業をいう。

政府、地方公共団体、電信電話会社が建設工事を遂行するために設けた建設事業所は含まれる。建設工事の設計、管理を行なう事業および鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を請負う事業は含まない。

5. 製造業

有機または無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業をいう。完成された部分品を組立てるだけの作業を行う事業、船舶の修理、車両の再建造または改造、航空機のオーバーホールを行う事業、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を行う賃加工業および印刷、出版の事業をいう。

6. 卸売業、小売業

卸売業とは商品を仕入れこれを小売業、または他の事業所のために商品の売買の代理行為を行う事業や仲立人として商品の売買のあつせんを行う事業をいう。

小売業とは商品を仕入れ、これを個人または家庭消費者に販売する事業をいう。製造した商品をその場所で個人または家庭消費者に販売する事業、農林、水産業の生産に必要な商品を農家、漁家に直接販売する事業および飲食店などは含まれる。

7. 金融、保険、不動産業

銀行業務、信託業務、証券業務およびその他の金融業務、保険業務、保険代理事業およびこれらに付帯するサービスを提供する事業、不動産の売買、交換、賃貸、管理、不動産の売買、交換、賃貸の代理または仲介を行う事業をいう。

8. 運輸、通信業

鉄道、自動車、牛、馬車、その他の軽車両、船舶、航空機により旅客、貨物の輸送を行う事業、輸送に付帯するサービスを行う事業、倉庫に物品を保管する事業、郵便事業、電信事業、電話事業、放送事業および通信に付帯するサービスを行う事業をいう。

9. 電気、ガス、水道業

電気を供給する事業、ガスを供給する事業、水を供給する事業（かんがい用を除く）ならびに汚水の処理を行う事業をいう。自家用発電の業務は含まれる。

10. サービス業

旅館、下宿、貸間などの宿泊施設を提供する事業、個人に対するサービスを行う事業、たとえば洗たく、洗張り写真撮影、理髪、理容、浴場、衣服の裁縫、物品の預り、物品の賃貸等の事業、修理を行う事業、娯楽を提供する事業、医療を

行う事業、教育を行う事業、宗教活動を行う事業、法律、会計、著述、その他の専門的サービスを行う事業、および他に分類されない各種のサービスを提供する事業をいう。なお駐留軍に雇用されているものもこの項の分類に含まれる。

11. 公務

政府、市町村役所など立法事務、司法事務および本来の行政事務を行う官公署をいう。

政府または地方公共団体が直接社会公共のために自から経営する非権力的な業務を行う官公署および公営企業、収益事業、直営建設工事などを行う官公署の一部局（現業部門、作業部門）は含まない。

12. 分類不能の産業

いずれの項目にも含まれない事業をいう。これは主に調査票の記入が不備であつて、いずれの項目に分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類しえないものである。

職業

職業は従業中の者については調査週間中その人が働いていた事業所で実際に従事していた仕事の種類により、休暇休業者については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類によつてその分類項目をきめた。その事業所で調査週間中2種以上の仕事をした場合には主な仕事の種類によつた。職業分類は総理府統計局の昭和35年国勢調査のために作成された職業分類を準用した。なお大分類の場合はつぎの点について組替えを行えば1955年（昭和30年）国勢調査の結果と接続する。

1960年（昭和35年）1955年（昭和30年）職業大分類の比較

1960年（昭和35年）	1955年（昭和30年）	移項項目（昭和30年分類の小分類項目）
I 専門的技術的職業従事者	I 専門的技術的職業従事者	除外項目 5. 電気通信機操作技術者
III 事務従事者	III 事務従事者	除外項目 44. 郵便電信集配人 45. 有線電信通信員 46. 電話交換手
VI 運輸通信従事者	VI 運輸従事者	編入項目 5. 電気通信機操作技術者 44. 郵便電信集配人 45. 有線電信通信員 46. 電話交換手 212. 船舶機関炊、機関部員
VII 技術工、生産工程従事者および単純労働者	VII 技術工、生産工程従事者および他に分類されない	除外項目 212. 船舶機関炊、機関部員

註）除外項目とは1955年（昭和30年）職業大分類から除くことであり、
編入項目とは1955年（昭和30年）職業大分類に加えることである。

1. 専門的、技術的職業従事者

高度の専門的水準において、専門的、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するものおよび教育、芸術、医療保健、法律、その他の専門的性質の業務に従事するものをいう。この業務を遂行するには通例、大学、研究機関などで特殊の科学的その他の専門的分野の訓練またはこれと同程度以上の知識と実際の経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

2. 管理的職業従事者

事業経営方針の決定、経営方針にもとづく執行計画の樹立、人事管理作業の監督、統制など、もつばら経営体の全般または1あるいは2以上の部門および課以上の内部組織の経営管理の業務に従事するものをいう。政府および地方公共団体の

各機関の公選された公務員は含まれる。

3. 事務従事者

一般的な知識経験にもとづいて、所属事業所の業務について企画、立案、管理、執行に関する書記的業務、人事、文書、会計、その他の書記的業務、運輸、通信に関する書記的業務に従事するものおよび各種事務用機器の操作を行うものをいう。

4. 販売従事者

商品、不動産、有価証券などの売買、売買の仲立ち、取次ぎまたは代理、勧誘、受注などの仕事、金融および保険の代理、募集の仕事、サービスの勧誘、仲立ちの仕事など、売買および類似の仕事に従事するものをいう。

5. 農林、漁業従事者

作物の栽培、養蚕、家畜、家きんなどを飼育する作業、材木の育成林産物を採取する作業、水産動植物を採捕、養殖する作業およびこれらに類似の作業に従事するものをいう。

6. 採鉱、採石従事者

鉱物の試掘、採掘、選別の作業、採石場において、表土取り、さく岩、各種石材の切出し作業、坑道の掘進、保持、充てん作業、坑内における運搬作業および他に分類されない採鉱採石に関連する作業ならびに採鉱、採石類似の作業に従事するものをいう。

7. 運輸通信従事者

機関車、電車、自動車、船舶、航空機などの輸送機械、装置の操作運転および他に分類されない運輸に関連する作業に従事するもの、通信設備の通信操作、技術操作および他に分類されない通信に関連する作業に従事するものをいう。ただし、漁船（母船、運搬船は除く）の運航、船務に従事するものおよび船舶、航空機、自動車などの操作、運転に従事する警察官、消防員は含まない。

8. 技能工、生産工程従事者および単純労働者

手道具、機械または手で原材料を加工し、または組立てる作業製造するための機械、装置の操作、建設機械、据付機関の操作、建設工事の作業、発電、変電などにおける機械装置の操作保全の作業および他に分類されない技術的作業、生産工程の作業、筋肉労働作業に従事するものをいう。この仕事は工程に関する包括的な知識、手芸的器用さ、機械装置の操作的能力、肉体的努力などを必要とするが、反復的、限定的な作業である。

9. サービス職業従事者

個人および財産の保護、公共の秩序維持、個人家庭における用務、個人の身のまわりに関する接客用務など他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

10. 分類不能の職業

いずれの項目にも含まれない職業をいう。これは主に調査票の記入が不備であつていずれに分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類しえないものである。

従業上の地位

従業上の地位は、従業者については、調査週間中、その人が働いていた事業所における地位により、休業中の者について

はその人がふだん働いている事業所における地位によつてつぎのように区分した。

雇用者のない業主

個人または家族とだけで事業を営んでいる人で、その事業のために雇用者を1人も使用していない人をいう。

雇用者のある業主

個人で事業を営んでいる人で、その事業のために1人以上の雇用者を使用している人をいう。

家族従業者

個人商店や農漁家等で家族の経営する事業を手伝っている人をいう。

公 雇 用 者

琉球政府または市町村に雇用され、賃金や給料などを受けている人をいう。この場合、常勤、非常勤、または現業、非現業のいかんを問わない。

民 雇 用 者

一般の会社、団体、会社などに雇用されている人や個人商店の雇い人のほか個人の家庭に雇われている家事使用人も含む。したがつて会社、団体、公社等の役員（重役、理事など）も含む。また外国人（軍人、軍属を除く）に雇われている人も含める。

軍関係に雇われている人（軍雇）

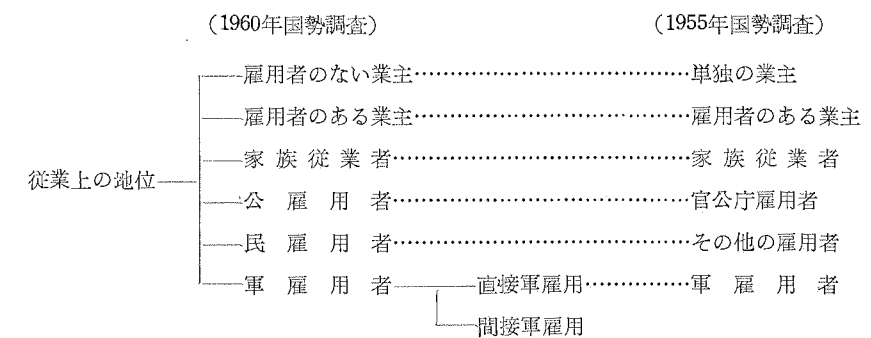
○直接軍雇用

米軍関係（民政府を含む）の仕事をして賃金、給料を直接米軍から受けている人をいう。

○間接軍雇用

米軍関係の施設（PX、軍クラブ）等のように米軍の非割当資金から給料、賃金の支払いを受けている人等や米軍関係の請負業者または下請業者の被雇用者、米軍要員（軍人、軍属）の家庭の使用人等をいう。

1955年臨時国勢調査における従業上の地位と今回の従業上の地位との関係はつぎのとおりである。



就 業 時 間

就業時間とは「従業者」が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計である。二つ以上の仕事に従事した人はそれらの就業時間の合計とした。

世 帯

1960年国勢調査で世帯とは

住居と生計を共にする者のあつまり、又は独立して生計を維持する単身者をいう。この場合下宿人や住込みの家事使用人及び営業使用人等もその1人1人が1世帯となる。ただし社会、公共福祉施設、寄宿舍、合宿所等の収容者は一まとめにして一世帯とする。

又民間及び公営の医療施設に入院している患者は三ヶ月以上の者は生計を共にしている者の集り毎に一世帯とする。

註) 実査上は民間および公営の医療施設に入院している患者は、三ヶ月以上の者は生計を共にしている者の集り毎に一世帯として調査したが結果数字においてはまとめて一世帯として表章してある。

世帯の種類

世帯はつぎの2種に区分した。

普通世帯—①住居と生計を共にする者の集り、② 1人で1住居に暮らしている単身者 ③ ①の世帯と住居は共にしているが生計を別々にしている同居人や間借人 ④ ①や③の世帯と住居は共にしているが生計を別々にしている4人以下の下宿人または営業用使用人

その他世帯—普通世帯を構成する人以外で ① 普通世帯と住居を共にしているが生計を別にしている家事使用人は1人1人を1世帯とした。 ② 5人以上の下宿人または営業用使用人はまとめて1世帯とした。 ③ 単身者用の寄宿舍や独身寮などの寄宿人、病院、療養所の入院患者、社会施設の収容者などの集りはまとめて1世帯とした。